

国民健康保険からのお知らせ

○10月1日、保険証が更新されます（桃色→薄橙色）

1. 保険証は加入者1人につき1枚（カード型）交付されます（9月末に郵送されています）。
2. 遠隔地被保険者証の交付申請は、個人カード化されることにより不要となりましたが、学生の方で村に住所のない場合、引き続き届け出が必要です。
3. 新しい保険証は、平成29年9月1日現在の状況で作成しています。内容に変更がある場合は、お手数ですが役場国保窓口へお申し出ください。
4. 有効期限切れの保険証は返還不要です。ハサミなどで細かく切断するなどして、確実に処分されるようお願いいたします。
5. ほかの健康保険（社会保険等）に加入したときは、速やかに役場国保窓口へ届けてください。（資格取得証明書もしくは加入された方全員分の保険証のコピーをご持参ください）

○保険証に臓器提供意思表示欄が設けられています

- ・臓器の移植に関する法律が改正され、臓器提供の意志を保険証に記載できるように保険証の裏面に、臓器提供に関する意思表示欄が設けられています。



○ジェネリック医薬品を活用しましょう

- ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）と同等の効果で価格が安いというメリットがあります。医師や薬剤師と相談しながら、積極的に活用しましょう。（新しい保険証に「ジェネリック医薬品希望カード」を同封しています）

○かかりつけ医を持ちましょう

- ・日常的な病気の治療や、医療相談などに応じてもらえる、「かかりつけ医」を持つことは大切です。気になる症状があれば、「かかりつけ医」に相談しましょう。

○休日・夜間の受診は控えましょう

- ・安易に救急医療機関を受診する方の増加により、救急患者への対応が遅れることが懸念されています。また、休日や夜間は、医療費が高く設定されています。急病などのやむを得ない場合を除いては、診療時間内に受診しましょう。

○特定健診やがん検診を受診しましょう（無料）

- ・健康で長生きするために、病気の早期発見・早期治療を心がけましょう。



○保険税（料）は、納期までに納めましょう

- ・納期までに納めない場合、保険証を返還させる場合があります。

＜問合せ先＞村税務住民課 国民健康保険グループ

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

○かかりつけ薬局をもちませんか？ お薬代を安くしてみませんか？

「かかりつけ薬局」は、薬歴の管理や、飲み合わせによる副作用の防止など、あなたの健康管理をサポートするだけでなく、ジェネリック医薬品についても薬剤師が相談にのってくれます。

また、ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品と同等の有効成分・効き目があると厚生労働省が認めた薬で、先発医薬品より価格が安いのが特徴ですが、ジェネリック医薬品に切り替えて、お薬代が安くなる可能性のある方へ、参考までにどのくらい安くなるのか「お薬代負担軽減のご案内」を10月にお送りしますので、医師や薬剤師へご相談ください。

○指定口座を変更した場合の届け出のお願い

高額療養費、高額介護合算療養費及び療養費等は、一度振込先の口座登録をすると、情報が自動的に引き継がれ、その都度登録手続きをしていただく必要はありません。

しかし、近年、過去に登録した口座を変更（解約等）したにもかかわらず、変更の届出をしないことにより、振込ができないケースが増えています。一度登録した口座を変更した場合は、必ず東通村税務住民課国民健康保険グループ（電話0175-27-2111）へ届け出くださいますようお願いいたします。